

後世 神奈川県の歴史
を振り返るとき、県庁で
作成された行政文書も重
要な資料となります。県
立公文書館の前身である
文化資料館でも、県史編
集のために行政資料を收
集していました。しかし
当時は、県の機関で廃棄
されたものだけを対象と
し、その「評価選別」も
短期間で行わねばなりま
せんでした。

残す基準 明確に

「評価選別」で継承

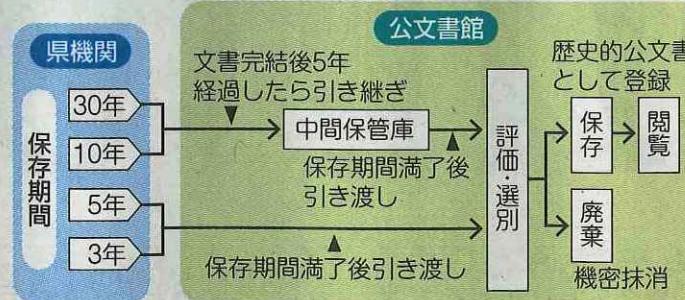
か
が
の簿冊文書が約千冊、10
年未満のフォルダ文書は
文書保存箱で約1万箱、
重量にして150トン強、
4ゾントラックで40台分に
なります。これだけの公
文書を全て保存すること
は物理的に不可能です
し、全てが歴史的に重要
というわけでもあります
ん。
そこで、引き渡された

■ 民主主義の資産

公文書の中から重要なものを「評価選別」していくまです。公文書館では、選別基準を県の告示で示し、偏りがなく、公正で客観的な選別に努めています。

%といふと、少ないよう
に思われるかも知れませ
んが、それでも、201
2年度は、簿冊文書73
8冊、フォルダ文書14
0箱分を保存しました。
選別結果はホームページ
で公開しています。特に、
簿冊文書については、選
別の理由まで記載してい
ます。

神奈川県における行政文書の流れ



県は、保存期間を「3年以上」と定めた全ての文書を公文書館で確認し、保存するか廃棄するかの「評価選別」を行う。歴史的な文書を確実に保存する仕組みで、こうした体制は全国でも珍しい。保存された文書は県立公文書館で誰でも閲覧できる。

11年度には、公文書管理法が施行されました。国の文書管理について統一的な管理ルールが法に定められ、公文書が「健全な民主主義を支える国

「心」の導入や、電子文書への対応などが求められています。



行政文書の評価選別、保存を担う県立公文書館
—横浜市旭区

且其の知的資源」であることが明確にされました。

◆開館20周年記念特別展示 「記録遺産は時を越えて～かながわのアーカイブズ～」と題した特別展示が、県立公文書館（横浜市旭区、相鉄線二俣川駅から徒歩17分）で、3月30日まで開催中。入館無料。午前9時～午後5時。月曜と2月11日、3月21日は休館。問い合わせは同館☎045（364）4461。